

構造改革徹底推進会合
第1回 資料

平成28年10月27日
個人情報保護委員会

- ・個人情報保護法は、個人の権利利益保護と個人情報の有用性のバランスを図るため、事業者が遵守すべき義務等を定めることにより、個人情報の適正な取扱いを確保するもの。平成17年から施行。
- ・ビッグデータの利活用の推進等のため、平成27年9月に改正法が成立（平成29年春頃施行予定）。改正法に基づく政令・規則を本年10月5日に公布。現在、ガイドライン案のパブリックコメントを実施中（～11月2日）。

主な内容と改正のポイント

1. 個人情報の取扱いに関する主な規律

- ・個人情報は、利用目的を定めて、その範囲内で利用すること
- ・個人情報を本人以外の第三者に渡すときは、原則として、あらかじめ本人の同意を得ること
- ・本人からの請求に応じて、個人情報を開示、訂正、利用停止等すること

2. ビッグデータを利活用するための制度の導入【改正】

- ・匿名加工情報（特定の個人を識別することができないように個人情報を加工した情報であって、当該個人情報を復元することができないようにしたもの）の類型を新設。
- ・基準に従った適正な加工や作成・提供時の公表等の規律の下、目的外利用や第三者提供を行う際に求められる本人の同意を不要とし、自由な流通・利活用を促進。
- ・加工の基準については、個人情報保護委員会規則において、最低限の規律を規定し、詳細は自主ルールに委ねる。

3. 個人情報保護委員会の設置【改正】

個人情報取扱事業者に対する監督権限を各分野の主務大臣から委員会に一元化し、分野横断的な案件等への迅速・柔軟な対応を可能とする体制を整備。